

市民交流事業

高次脳機能障害とともに成長する

高次脳機能障害における コミュニケーション支援

「失語症者向け意思疎通支援事業」についても紹介します。

一般社団法人日本言語聴覚士協会

立石雅子

本日お話しさせていただくこと

1. 高次脳機能障害におけるコミュニケーション障害
2. 失語症
3. コミュニケーション支援の手がかり
4. 失語症者向け意思疎通支援事業について

1. 高次脳機能障害におけるコミュニケーション障害

高次脳機能障害とは何か

- 感覚、運動機能など要素的な機能ではなく、意味を担う機能、記号にかかわる、より複雑な機能の障害
- 意識・認知・行為・注意・言語・記憶などの障害

高次脳機能障害（失語症以外）による コミュニケーション障害

- 背景 注意障害や記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害、情緒障害、人格変化などに関与して出現
- 特徴 失語症ではない。表出や理解はある程度保たれている。
談話※レベルで顕著な症状
※会話、語りなどまとまった意味を伝える文の集まり
- 困り感 コミュニケーションは困り感の高い項目の一つ
本人の自覚は家族より乏しい傾向がある

会話時に配慮が必要なこと

- 場面にふさわしい話題の選択をしてそれを維持する
- 話し手と聞き手の役割の適切な交替
- 相手の発話の意図や言外の意味の推論
- 誤りが生じた時はその修正
- 場面に応じた表現法やことば遣いの使用



注意、記憶、遂行機能、推論、ワーキングメモリ、感情、心の理論などの認知機能

会話における高次脳機能障害による コミュニケーション障害の特徴

- 相手の話の意図をくみ取ることができない。
- 相手の表情から発話意図を読み取れない。
- 話にまとまりがない。内容を要領よく組み立てられない。
- 話題を適切に切り替えられない。
- 話し手と聞き手の役割交替が適切にできない。
- 勘違いや思い込みがある。
- 場面に応じた言語表現ができない。
- 皮肉や冗談が通じにくい。
- 不適切な表現やことば遣いがみられる。
- 症状や問題点に気づきにくい。

リハビリテーション

リハビリテーションの実施では症状や問題を指摘されても否認する傾向があることに十分留意する。

障害への自覚的な発言や行動には注目し、それを認めていくことも重要である。

- 背景にある認知機能障害のレベルに対応したリハビリテーションを実施する。
- 覚醒を促したり、刺激への反応を引き出すことから開始する場合もある。
- 集中的なリハビリが可能となれば、散漫で脱線の多い会話の減少、発話の正確性や適切性の向上、言語理解の改善を目指す。
- 環境に適応できているように見えるレベルでは、コミュニケーションの問題を中心に对应し、職場復帰などを目指す。

リハビリテーションにおける留意点

- エラーレス・ラーニング
- 課題の実行状況を本人がモニターして言語化する
- ソーシャルスキル・トレーニング
- 環境調整の必要性
- ピアグループへの参加促進
- 社会資源の活用
- 多職種連携

2. 失語症

失語症とは

➤ 高次脳機能障害の1つ。

言語機能の脳の言語に関係する中枢が損傷されることにより、それまで自由に使っていた、「聞く」「話す」「読む」「書く」ということばの機能が低下する状態。

	表出	理解
音声	話す	聞く
文字	書く	読む

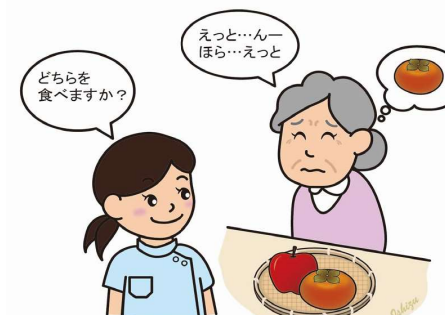
さまざまなことばの症状



読み間違い



理解できない



思うように話せない

ことばを間違う



失語症に伴って生じる問題

- 障害が理解されにくい
- 社会から孤立しがち
- 自分に自信が持てない
- 家族もストレスが多い
- 社会保障が不十分
- 困っていることを自分で人に伝えられない

3. コミュニケーション支援の手がかり

会話における基本姿勢

- 本人の意向を確認する。
- 本人の人格を尊重し、対等の立場で話をする。
- 落ち着いた雰囲気で行う。
- 本人を不安な気持ちにさせない。

全般的な留意点

- 本人のわずかな変化に敏感に対応する。
- 適切な距離をとり、表情を見ながらゆっくり話しかける。
- 相手の表情や動作をよく見る。会話に役立つたくさんの情報が含まれている。
- 本人のはっきりしない反応をうやむやにしない。はっきりしない反応の中に本当に伝えたい内容があることも多いので、確認をする。

理解面を補う

- ゆっくり、はっきり話す
 - × 早口や不明瞭な話し方
- 短く、わかりやすい言葉で話す
 - × 長々話す、難しい熟語を使う

理解面を補う

○ 視覚的情報の提示

- 話の要点を文字、描画、身振りで示しながら話す。
- 時には意図して大きな身振りをを用いる。
- 文字は文章で書かない。

明日の予定

1月30日（月）

9時30分

10時30分

11時

11時30分

採血と検尿

レントゲン

診察

昼食



理解面を補う

○ 繰り返し言ってみる

一度で理解されない場合、同じ言葉を繰り返して言ってみる。

○ 他の言葉で言い換える

例 生年月日 ⇒ 誕生日 生まれた日

○ 話題を急に変えない

会話の途中で、急に話題が変わると混乱することがある。

話題を変える場合は、別の話に移ることをはっきり示す。

「ここから別の話です」

「話は変わりますが」

表出面を補う

○ 先回りせず、しばらく待つ

- 対象者が何か言いたそうな場合は、まずしばらく待つ。
- 先回りしていう、あるいはあれか、これかと畳みかけることは避ける。
- 一方的に話さないようにする。
- 沈黙に耐える。

表出面を補う

- はいーいいえで答えられる質問を使う。
- 伝えたいことをカテゴリーを適切に狭めていく。

例：伝えたいスポーツにたどりつくまで

聞き手		対象者
それは外でやりますか。	➡	いいえ
それはボールを使いますか。	➡	はい
ラケットを使いますか。	➡	はい
それは卓球ですか。	➡	そうそう

表出面を補う

○ 選択問題

- 文字や実物、写真、図から選択



蕎麦



カレー



刺身



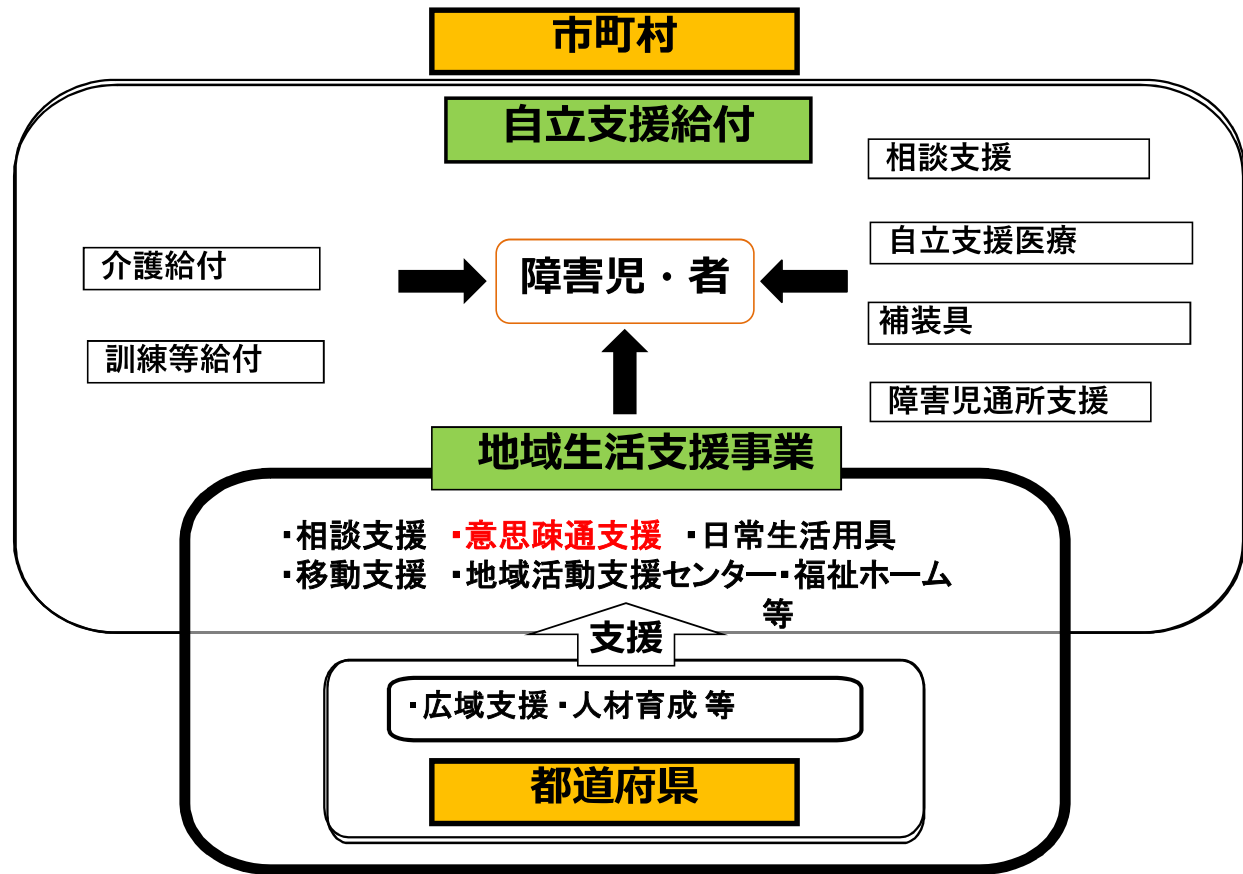
- ※ 質問の意味を十分理解してもらう
- ※ 選択肢の数は多くならないようにする
- ※ 話し言葉と同時に文字や図を示す

コミュニケーション支援は障害の種類が異なっても応用することができる

- コミュニケーションがうまくとれないことは本人にとっては大きな問題となる。
- 失語症への対応は他の高次脳機能障害におけるコミュニケーションの問題にも応用できる。

4. 失語症者向け意思疎通支援事業

障害者総合支援法に基づく給付・事業



(厚労省資料より一部改変)

意思疎通支援事業（市町村必須事業）

[令和4年度予算額 地域生活支援事業費等補助金(518億円)の内数]

事業の趣旨

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、**失語**、知的、発達、**高次脳機能**、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

事業内容等

1. 事業内容

手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により、意思疎通の円滑化を図る。

2. 実施主体

市町村（団体等への委託も可能）

3. 補助率

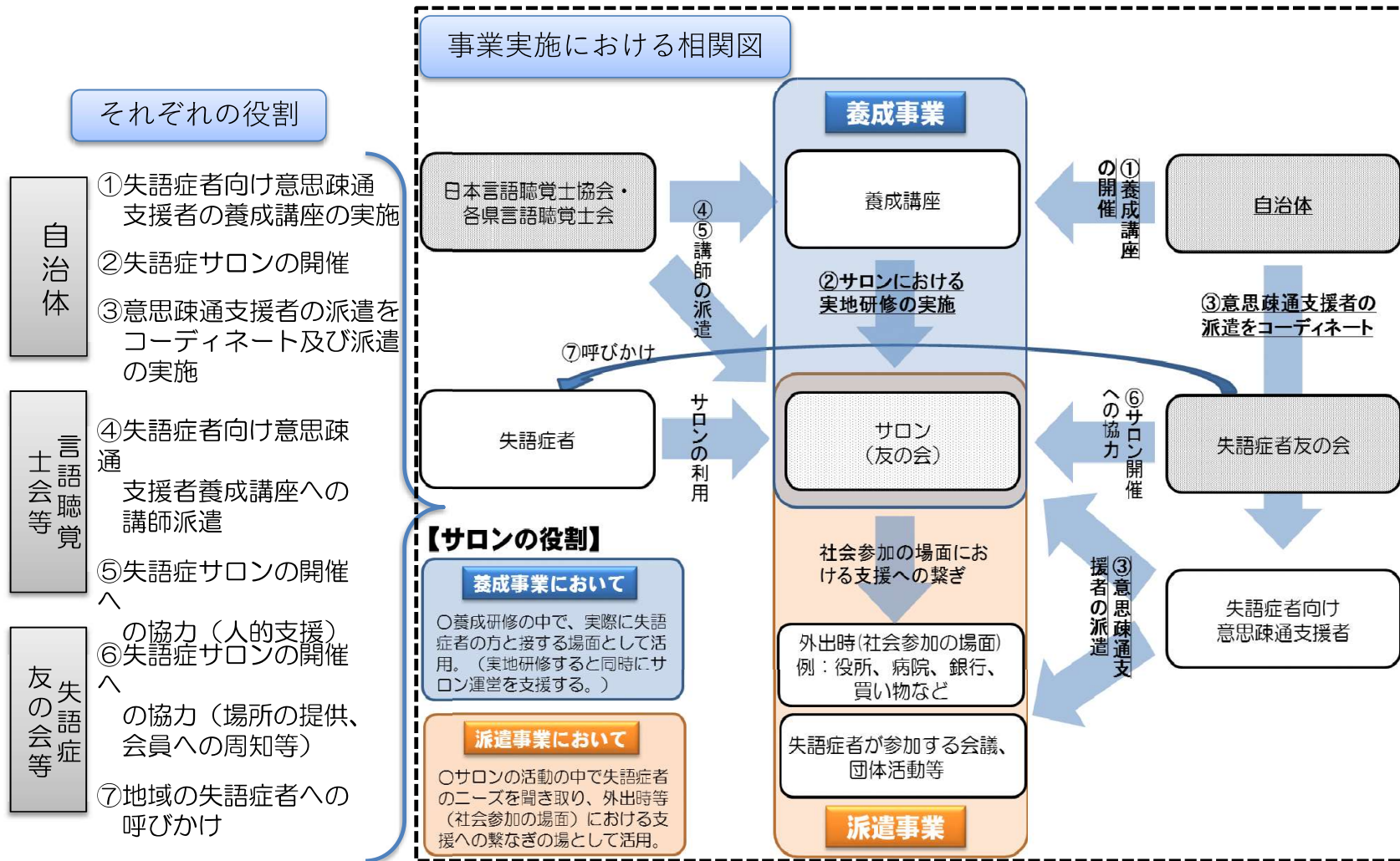
国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

失語症者向け意思疎通支援事業（モデル事業）について

1. 事業概要

- (1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成
 - ・失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラムの必須科目（講義12時間、実習28時間）を基本として、支援者の養成を実施する。
- (2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣
 - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。
- (3) 留意事項
 - ・養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
 - ・各地域における言語聴覚士会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
 - ・失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

失語症者向け意思疎通支援事業



厚労省資料より

意思疎通支援事業の実施状況

	(件)*	
	養成事業	派遣事業
2018年度	13	
2019年度	19	3
2020年度	26	7
2021年度	42	10
2022年度（予定）	42	22

* 単独の自治体の他、政令指定都市や中核都市との共催も含まれている。

(都道府県言語聴覚士会対象アンケート調査結果から)

支援者養成事業

	実施士会数	修了者数
2018年度	13	199
2019年度	19	363
2020年度	26	250
2021年度	42	422

(都道府県言語聴覚士会対象アンケート調査結果から)

支援者派遣事業

	士会数	回数	支援者	利用者
2019年度	3	70	87	235
2020年度	6	101	114	211
2021年度	10	345	392	488

回数、支援者、利用者は延べ数

(一般社団法人日本言語聴覚士協会
都道府県言語聴覚士会対象アンケート調査結果から)

意思疎通支援者の養成、派遣の実施主体の整理

(2020年3月～)

実施主体	市町村	都道府県
支援者養成	手話奉仕員	手話通訳者・要約筆記者
		盲ろう者向け通訳・介助者
		失語症者向け意思疎通支援者
支援者派遣		手話通訳者・要約筆記者
		盲ろう者向け通訳・介助者
		失語症者向け意思疎通支援者

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

2018年（平成30年）12月交付

2019年（令和元年）12月1日施行

趣旨：脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸をはかり、医療・介護の負担軽減に資する。

循環器病特別対策事業（令和3年度）

都道府県向けの補助金（補助率 1 / 2）により、地域施策の支援を行う。

疾患対策の
企画・検討
等を行う会
議体の運営



医療従事者
を対象とし
た研修の開
催等による
人材育成



普及啓発資
材の開発、
市民公開講
座の実施



循環器病に
関する治療
と仕事の両
立支援の取
り組みを地
域医療を担
う施設で実
施



循環器病に
関する相談
窓口の設
置・運営



循環器病の
医療・福祉
に携わる職
種による多
職種連携体
制の構築



（出典：厚労省資料）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

（施行日令和4年5月25日）

目的：全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要



障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策

- 1) 障害者による情報取得等に資する機器等
- 2) 防災・防犯及び緊急の通報
- 3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策
- 4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報
- 5) 国民の関心・理解の増進
- 6) 調査研究の推進等